

## 米子市死者に関する情報の取扱いに関する要領(案)

### (目的)

第1条 この要領は、実施機関が保有する死亡した個人（以下「死者」という。）に関する情報の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 死者情報 死者に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の死者を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の死者を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 実施機関 米子市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年米子市条例第 号）第2条第2号に規定する実施機関をいう。
- (3) 公文書 米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）第2条第2号に規定する公文書をいう。

### (死者情報の取扱い)

第3条 実施機関は、遺族の権利利益を侵害することのないよう、慎重に配慮して死者情報を取り扱うものとする。

### (開示請求権)

第4条 別表1の第1欄に掲げる者は、この要領に定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する死者情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。この場合において、開示請求をすることができる死者情報は、公文書に記録されているものに限る。

2 開示請求対象者（前項の規定により開示請求をすることができる者をいう。以下同じ。）が開示請求をすることができる死者情報は、別表1の第1欄に掲げる開示請求対象者の区分に応じ、同表の第2欄に定める情報に限るものとする。

3 未成年者又は成年被後見人である開示請求対象者の法定代理人又は開示請求対象者の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、開示請求対象者に代わって開示請求をすることができる。

### (開示請求の手続)

第5条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次の各号に掲げる書類を提出し、又は提示しなければならない。

(1) 死者情報開示請求書（別記様式第1号。第3項において「開示請求書」という。）

(2) 開示請求対象者又はその代理人であることを証明する書類

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、前項に掲げるもののほか、別表1の第1欄に掲げる開示請求対象者の区分に応じ、同表の第3欄に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。この場合において、実施機関は、同表の第1欄に掲げる開示請求対象者の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる事項を確認するものとする。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 開示請求者から第1項第2号及び第2項に掲げる書類の提示又は提出がなされず、当該開示請求者が適格な請求者であることの確認ができない場合は、実施機関は、開示請求者に対し、相当の期間を定めて補正を求めるものとする。この場合において、当該期間内に開示請求者が補正に応じないときは、実施機関は、死者情報を開示しない旨の決定を行うものとする。

（代理人の資格の喪失）

第6条 代理人が開示請求をした場合において、当該開示請求に係る死者情報の開示を受ける前に、当該代理人がその資格を喪失したときは、直ちに、資格喪失届（別記様式第2号）により、その旨を当該開示請求をした実施機関に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、当該代理人がした開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（実施機関の開示義務）

第8条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る死者情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該死者情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の規定により、開示することができないと明示されている情報

(2) 開示請求者（第4条第3項の規定により代理人が開示請求対象者になって開示請求をする場合にあつては、当該開示請求対象者をいう。次号及び第4号並びに第13条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示請求者及び開示請求に係る死者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれ

る氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者及び開示請求に係る死者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者及び開示請求に係る死者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者及び開示請求に係る死者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第2号ハに規定する公務員等をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人等（法第78条第1項第3号に規定する法人等をいう。以下この号において同じ。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 法第2条第11項に規定する行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 法第78条第1項第6号及び第7号に掲げる情報  
（一部開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る死者情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されてい

ないと認められるときは、この限りでない。

(死者情報の存否に関する情報)

第10条 開示請求者に対し、当該開示請求に係る死者情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該死者情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る死者情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨(一部を開示するときは、開示しない部分及びその理由を含む。)並びに開示を実施する日時及び場所を、死者情報開示決定通知書(別記様式第3号)により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る死者情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る死者情報が記録された公文書を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び理由を死者情報不開示(存否応答拒否・不存在)決定通知書(別記様式第4号)により通知しなければならない。

3 前2項の理由は、その根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、当該開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第5条第3項又は第4項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由がある時は、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び延長の理由を死者情報開示決定期間延長決定通知書(別記様式第5号)により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第13条 開示請求に係る死者情報に国、法第2条第9項に規定する独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人、開示請求対象者及び開示請求に係る死者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当た

って、当該情報に係る第三者に対し、次の各号に掲げる事項を意見照会書（別記様式第6号）により通知して、開示決定等に係る意見書（別記様式第7号）を提出する機会を与えることができる。

- (1) 開示請求に係る死者情報の表示
  - (2) 第三者に係る情報の内容
  - (3) 開示請求があった年月日
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が公益上第三者に通知する必要があると認める事項
- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に係る情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下この条において「反対意見書」という。）を提出した場合において、第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をするとき、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期間を短縮することができる。
- (1) 当該死者情報を速やかに開示しなければならない公益上の必要があるとき。
  - (2) 反対意見書を提出した者の権利利益を害さないことが明らかであるとき。
- 3 前項の場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を開示決定等に係る通知書（別記様式第8号）により通知しなければならない。

（開示の実施）

第14条 実施機関は、開示決定をしたときは、前条第2項に規定する場合を除き、開示請求者に対し、速やかに、死者情報を開示しなければならない。

- 2 死者情報の開示は、別表2の左欄に掲げる死者情報が記録されている公文書の種別に応じ、同表の右欄に定める方法（実施機関が保有する機器又は電子計算システム（電子計算機等により、定められた一連の処理手順に従って自動的にデータを処理するシステムをいう。）により実施することができる方法に限る。）により行うものとする。
- 3 実施機関は、前項の規定により閲覧、聴取又は視聴の方法により死者情報を開示する場合において、当該死者情報に開示しない部分があるとき、当該死者情報の記録された公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認

めるときその他合理的な理由があるときは、当該死者情報の記録された公文書の写しにより、これを行うことができる。

- 4 死者情報の開示を写しの交付の方法により行う場合において、その交付する部数は、当該開示請求に係る死者情報が記録された公文書1件につき1部とする。
- 5 実施機関は、死者情報の記録された公文書の閲覧又は視聴を受ける者が当該閲覧又は視聴に係る死者情報が記録された公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該死者情報が記録された公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。  
(手数料等)

第15条 前条第2項の規定により写しの交付により死者情報の開示を行う場合における手数料及び開示請求者が死者情報の写しの送付を求めた場合における当該死者情報の写しの送付に要する費用の取扱いについては、米子市手数料条例(平成17年米子市条例第65号)に定めるところによる。  
(他法令等との調整)

第16条 この要領の規定は、次に掲げる死者情報については、適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。次条及び第5号において同じ。)に含まれる死者情報
- (2) 統計法第25条に規定する指定独立行政法人等であって、法第2条第9項に規定する独立行政法人等に該当する者が行った統計調査に係る調査票情報に含まれる死者情報
- (3) 統計法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる死者情報
- (4) 統計法第29条第1項の規定により他の行政機関(同法第2条第1項に規定する行政機関をいう。)から提供を受けた同条第10項に規定する行政記録情報に含まれる死者情報
- (5) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる死者情報
- (6) 鳥取県統計調査条例(昭和25年鳥取県条例第7号)第2条第2項に規定する県統計調査に係る調査票情報(同条例第9条に規定する調査票情報をいう。)に含まれる死者情報のうち、前号に該当しない死者情報
- (7) 図書館その他の市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理されている公文書に記録されている死者情報

2 他の法令等に死者に係る情報の開示の請求に関する規定がある場合における死者情報の開示については、当該他の法令等の定めるところによる。ただし、別表1の第2欄に掲げる死者情報に係る同表の第1欄に掲げる者からの開示請求については、この要領によるものとし、米子市情報公開条例の規定は適用しない。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、死者情報の開示請求について必要な事項は、実施機関が定める。

別表1（第4条、第5条、第16条関係）

1 開示請求 対象者の区分	2 開示請求 をすることが できる情報	3 開示請求に当たり提示 し、又は提出すべき書 類	4 確認事項
死者から財産 を相続した相 続人	死者である被 相続人から相 続した財産に 関する死者情 報	次の各号に掲げる書類 (1) 開示請求の内容が死者 から相続した財産に係る ものであることを示す書 類 (2) 不動産の登記事項証明 書、契約書等当該財産が 開示請求対象者又は被相 続人に帰属することを証 明する書類、遺言書（公正 証書によるもの又は裁判 所の検認を受けたものに 限る。）、遺産分割協議書 その他の開示請求対象者 が相続した財産であるこ とを証明する書類 (3) 被相続人である死者及 び開示請求対象者の戸 籍謄本その他の開示請 求対象者が相続人であ ることを証明する書類	次の各号に掲げる 事項 (1) 死者の財産が 開示請求対象者 に帰属している こと。 (2) 開示請求対象 者が相続人であ ること。
死者から不法 行為による損 害賠償請求権 等を相続した 相続人	死者である被 相続人から相 続した権利義 務のうち、不法 行為による損 害賠償請求権 等に関する死 者情報	次の各号に掲げる書類 (1) 開示請求の内容が当該 損害賠償請求権等に係る ものであることを示す書 類 (2) 示談書、和解書、裁判所 の確定判決書その他の死 者が損害賠償請求検討を 取得していたことを証明	次の各号に掲げる 事項 (1) 死者が損害賠 償請求権等を取 得していたこ と。 (2) 開示対象請求 者が当該損害賠 償請求権等を相



		<p>する書類</p> <p>(3) 遺言書（公正証書によるもの又は裁判所の検認を受けたものに限る。）、遺産分割協議書、開示請求対象者が損害賠償請求検討を相続したことを証明する裁判所の確定判決書その他の開示請求対象者が損害賠償請求権等を相続したことを証明する書類</p> <p>(4) 被相続人である死者及び開示請求対象者の戸籍謄本その他の開示請求対象者が相続人であることを証明する書類</p>	<p>続したこと。</p> <p>(3) 開示請求対象者が相続人であること。</p>
特定の個人の死亡に起因して相続以外の原因により権利義務を取得した者	近親者固有の慰謝料請求権、遺贈等特定の個人の死亡に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する死者情報	<p>次の各号に掲げる書類</p> <p>(1) 開示請求の内容が当該権利義務に係るものであることを示す書類</p> <p>(2) 示談書、和解書、裁判所の確定判決書その他の開示請求対象者が当該権利義務を取得したことを証明する書類又は遺贈により開示請求対象者が取得した権利義務であることを証明する遺言書</p>	なし
死亡した時点で未成年であった死者の親権者	死亡した時点で未成年であった自分の子に関する情報	戸籍謄本その他の未成年で死亡した子の親権者であったことを証明する書類	未成年で死亡した子の親権者であったこと。

別表 2 (第 14 条関係)

死者情報が記録されている公文書の種別	開示の方法
1 文書又は図画(フィルムを除く。以下この項において同じ。)	閲覧
	写しの交付
2 図画 (フィルムに限る。)	専用機器により映写したもの又は用紙に印刷したものの閲覧
	写しの交付
3 電磁的記録のうち、録音テープに記録されているもの又は音声ファイル	専用機器により再生したものの聴取
4 電磁的記録のうち、ビデオテープに記録されているもの又は動画ファイル	専用機器により再生したものの視聴
5 電磁的記録(3の項又は4の項に該当するものを除く。)	ディスプレイその他の出力機器により出力したものの閲覧
	写しの交付